



宮古労基署ニュース

死亡災害ゼロ継続日数

宮古署管内 令和8年2月1日時点

建設業 1375日 **その他の業種 797日**



2月は化学物質管理強調月間です！

慣れた頃こそ再確認 化学物質の使い方

厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和8年2月1日から2月28日までの1か月間、化学物質管理強調月間のスローガンを定め、実施要綱に基づき、「化学物質管理強調月間」を実施します。

化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、日常の化学物質管理の総点検を行いましょう。

化学物質管理者を選任していますか？

化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理を行うためのキーパーソンです。リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、**業種や労働者数に関わらず**、化学物質管理者の選任が必要です。

よくある質問

Q1 リスクアセスメント対象物って何ですか？

A1 ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント実施が義務である物質のことです。原則としてSDS（安全データシート）に「名称等を通知すべき危険物及び有害物（通知対象物）」の表示がある場合、その物質はリスクアセスメント対象物に該当します。※裾切値未満の場合や、「主として一般消費者の生活の用に供される製品」を除きます。



Q2 化学物質管理者はどんなことをすればいいのですか？

A2 ラベル・SDS（安全データシート）等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等が化学物質管理者の職務です。

2月は化学物質管理強調月間です！～つづき～

Q3 化学物質管理者になるためにはどのような資格が必要ですか？

A3 リスクアセスメント対象物の製造事業場については、2日間の専門的講習を修了した者または同等以上の能力を有する者（※）から選任する必要があります。それ以外の事業場について資格要件はありませんが、専門的講習の受講が推奨されます。

（※）同等以上の能力を有する者

…労働衛生コンサルタント（試験区分が労働衛生工学であるもの）、化学物質管理専門家等

リスクアセスメント対象物の製造事業場	→	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	→	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

～各Q&Aの詳細についてはこちらから～

QA1



リスクアセスメント対象物の定義はこちら



リスクアセスメント対象物に該当するかの確認はこちら

QA2, 3



日常の化学物質管理の総点検を行いましょう！

化学物質管理強調月間で各事業者が取り組むこととしている「日常の化学物質管理の総点検」については、こちらのチェックリストを参考に実施してください ➡



化学物質管理に関する各種サイトのご紹介



職場の化学物質管理の道しるべ

ケミガイド



岩手県物価高騰対策賃上げ支援金のお知らせ



1 時間当たり60円以上の賃上げを行った中小企業等を対象に

従業員 1 人あたり **6 万円**（最大50人分）を支給

（※令和 7 年10月 1 日から令和 7 年12月 1 日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を時給1,031円以上に引き上げた場合、**8 万円**）

支援金を受けるメリット

最大で年間の賃上げ総額の**ほぼ100%**をカバーすることができます。

計算条件

- ・最賃改定日（令和 7 年12月 1 日）に、旧最賃（952円）から現最賃（1031円）に改定
- ・週所定労働時間 20時間→月所定労働時間87時間（ $365 \div 7 \times 20 \div 12$ ）

賃上げ総額/年

$87（時間） \times 79（円） \times 12（箇月） = 82,476（円）$

支援金支給額

8 万円



支給要件

支給上限：25億4,000万円

①賃上げの対象時期

令和 7 年10月 1 日から令和 8 年 9 月30日まで

（賃金の支給が令和 8 年10月31日までのものを含む）

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者

ただし、非正規労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

③賃上げ額

（ア）対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して 1 時間当たり60円以上引き上げていること。

（イ）最低 1 か月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

（ウ）引き上げ後の賃金水準を 1 年間継続すること。

④その他

申請時点において、事務所内の全ての労働者の 1 時間当たりの賃金が最低賃金を上回っていること。



詳細についてはこちらから

受付開始

**令和 8 年
2 月13日**

岩手県特定（産業別）最低賃金が改定されています！

特定（産業別）最低賃金とは

特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。

岩手県では、6つの産業について特定（産業別）最低賃金が設定されています。

岩手県の特定（産業別）最低賃金

次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片づけの業務に主として従事する者
- (4) 下記（ア）及び（イ）の業務に主として従事する者

詳細についてはこちらから↓



産業名	時間額	発効日	
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業	1,072 円	令和8年 1月15日	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業	1,052 円	令和8年 2月1日	(ア) 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り 若しくは検品の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	1,039 円	令和8年 1月15日	(イ) ①手作業による包装又は袋詰め ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、 巻線又はバリ取りの業務
自動車小売業	1,068 円	令和8年 1月15日	
各種商品小売業	1,031 円	平成28年12月11日767円。岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。	
百貨店、総合スーパー	1,031 円	平成30年12月28日800円。岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。	

適用となる産業の確認方法

事業場が日本標準産業分類のどの分類に該当するかを確認する



日本標準産業分類→



該当する分類に、右記リーフレットの○印が付いているかを確認する
(○印がついている場合は特定（産業別）最低賃金の対象となります。)

岩手県特定（産業別）最低賃金リーフレット→



労働者死傷病報告等の電子申請が原則義務化されています！

改正内容のおさらい

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

労働者死傷病報告

① 事業の種類

② 被災者の職種

③ 傷病名及び傷病部位

④ 災害発生状況及び原因

⑤ 国籍・地域及び在留資格

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業＞食料品製造業＞水産食料品製造業＞水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者＞製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）＞食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷＞切断
傷病部位：頭部＞鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

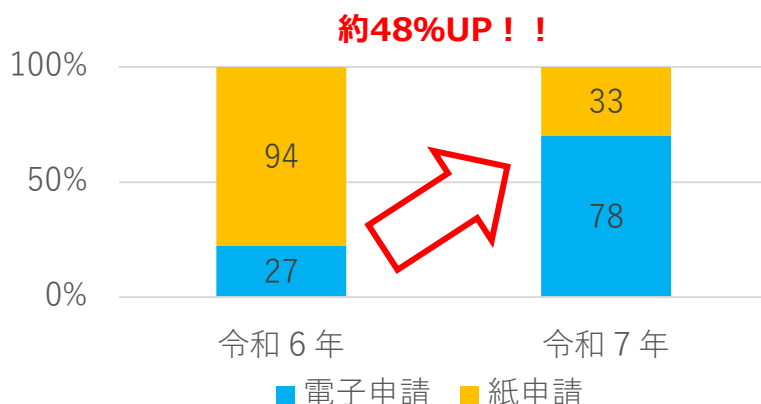
記入漏れが多いため
ご注意ください！！



詳細はこちらから

宮古署管轄内での労働者死傷病報告（休業4日以上）の電子申請率の推移

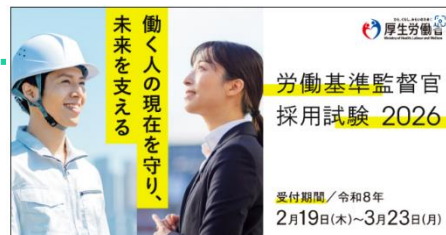
右のグラフが示しているとおり、義務化前（22.3%）と比較して、義務化後（70.2%）は電子申請率が大幅に上がっています。死傷病報告の他にも、定期健康診断の結果報告等の手続きも電子申請が義務化されています。電子申請を利用すると、監督署へ来署することなく手続きを行うことができ、非常に便利ですので是非ご活用ください！！



電子申請を行う際は、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用ください！➡



労働基準監督官採用試験 2026のご案内



労働基準監督官とは

～どんな仕事？～

主に、採用された都道府県労働局管内の労働基準監督署に勤務し、監督業務、安全衛生業務、司法警察業務などに携わります。

監督業務

定期的に、あるいは働く人などからの情報に基づいて、会社に入り、機械・設備や帳簿などを検査して、労働者の労働条件の実態を調査します。法律違反が認められた場合には、責任者に対し、是正するよう文書で指導します。

安全衛生業務

働く人の安全と健康を確保するため、機械・設備が法律の基準を満たしているか、確認・検査などを行います。具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画の書類審査を行うほか、事業場に立ち入り、労働災害発生の危険が認められた場合、法律違反でなくても、責任者に対し、改善するよう指導や助言を行っています。

司法警察業務

立入調査で指導しても法律違反を是正しないなど、重大・悪質な事案は、司法警察官として捜査を行い、会社の刑事処罰を求めて検察庁に送致します。

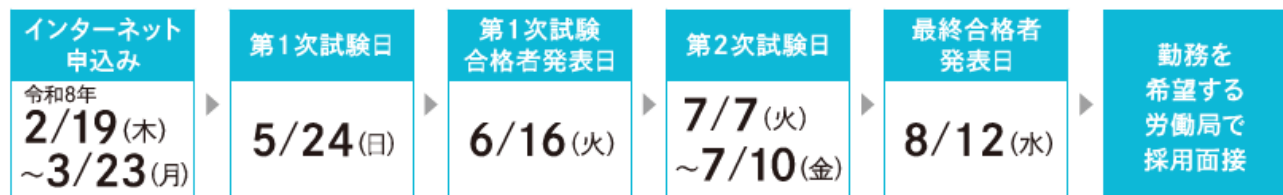
採用試験のスケジュール

詳細についてはこちらから➡



試験日程

盛岡市でも一次試験が受験できます！！



受験資格

- 平成8年4月2日から平成17年4月1日生まれの人
- 平成17年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの
 - ①大学を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの人
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

- 大学卒業程度

採用予定者数

- 労働基準監督A(法文系) 約145名
- 労働基準監督B(理工系) 約35名

仕事のやりがい・アピールポイント

当署の若手監督官にインタビューしました！！

目の前の一つ一つの仕事が労働者の生活・健康・安全を守ることにつながっているため、緊張感を持ちながらもやりがいを感じて日々業務に従事しています。多様な経験、考え方が尊重される職場ですので、法律の知識にとらわれることなく少しでも興味があれば試験を受けていただきたいです！(M監督官(A区分(法文系)任官3年目))